

令和 7 年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引き

固定資産税の課税対象となる事業用の償却資産を所有されている方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在所有している償却資産について、1月31日までに資産の申告を行ってください。

該当資産をお持ちでない方、前年度より資産の増減がない方、または転出、休業・廃業等をされている場合も備考欄にその旨をご記入のうえ、必ず申告書を提出してください。

《目次》	ページ	ページ
I. 償却資産のあらまし	1～4	III. 申告書の書き方(記入例) 9～10
II. 償却資産の申告について	5～8	IV. その他 11～

提出期限 令和7年1月31日(金)

期限間近は窓口が混雑いたしますので、1月20日(月)までの提出にご協力ください。

※ 郵送により申告書を提出される方で、償却資産申告書(償却資産課税台帳)の控用に受付印の押印を希望される場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

豊 前 市

I. 償却資産のあらまし

◆ 償却資産とは ◆

償却資産とは、土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるものをいいます。

ただし、鉱業権・漁業権などの無形固定資産および自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両は償却資産の課税の対象とはなりません。

「事業の用に供する」とは、所有者の方がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

◆ 資産の種類と主な償却資産 ◆

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産
1	構 築 物 (建物附属設備を含む)	舗装路面、門、塀、フェンス、外構、橋、煙突、看板 広告塔、案内板、井戸、貯水池、緑化施設、庭園、煙突 ビニールハウス、カーポート、自転車置場 など
		外灯、簡易間仕切り、受変電設備、中央監視制御装置 屋外給排水設備 など
		建物の所有者と異なるもの(賃借人・テナント)が借家に取り付けた内装、造作、その他の建築設備 など
2	機 械 及 び 装 置	工作機械、印刷設備、クリーニング設備、駐車場機械装置、搬送設備(クレーン、コンベヤー等)、各種製造設備、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等の標識の分類が0、00～09および000～099の大型特殊自動車) など
3	船 舶	漁船、客船、貨物船、遊覧船、ボート など
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー など
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車(標識の分類が9、90～99および900～999)、台車、農耕作業用自動車(最高速度が毎時 35km以上のもの) など
6	工 具、器 具 及 び 備 品	測定工具、検査工具、金型、看板、事務机、椅子 応接セット、陳列ケース、ロッカー、テレビ、冷蔵庫 ルームエアコン、パソコン等のOA機器、通信機器 レジスター、金庫、医療機器、理容・美容機器、貸衣装 厨房用品、自動販売機 など

◆ 申告の対象となる資産 ◆

(1) 申告の対象となる資産とは、令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる土地および家屋以外の有形固定資産で、原則として耐用年数が1年以上かつ1個または1組の取得価額(附帯費用を含む)が10万円以上の事業用資産です。

ただし、10万円未満の資産でも所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却資産として固定資産勘定に計上した資産は申告の対象となります。

(2) 次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 決算期以後1月1日までの間に取得された資産で固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていないが減価償却が可能な資産）
- ④ 償却済資産（減価償却を終わり、残存価額のみとなった資産）
- ⑤ 遊休資産（稼動を休止しているがいつでも稼動できる状態にある資産）
- ⑥ 未稼働資産（すでに完成しているがまだ稼動していない資産）
- ⑦ 借用資産（リース資産）であっても契約の内容が割賦販売と同様の資産
- ⑧ 中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した取得価額30万円未満の資産
- ⑨ 従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮）等の設備・備品などの資産

◆ 申告の対象とならない資産 ◆

- ① 一時に損金(必要な経費)に算入された取得価額が10万円未満の資産
- ② 一括償却資産（3年間で一括して損金(必要な経費)に算入された取得価額が20万円未満の資産）
- ③ 自動車税が課税される自動車、軽自動車税が課税される軽自動車等
- ④ 果樹、牛、馬、その他の生物（観賞用、興行用の動植物は除く）
- ⑤ 無形固定資産（電話加入権、ソフトウェア、特許権、営業権、商標権など）
- ⑥ 書画、骨董（複製のようなもので単に装飾目的にのみ使用されるものは除く）
- ⑦ 棚卸資産（商品、製品、消耗品で貯蔵中のものなど）
- ⑧ 繰延資産（創業費、開業費など）

◆ 業種ごとの主な償却資産 ◆

()内の数字はその業種における主な法定耐用年数です。

詳しくは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」をご覧ください。

業 種	課 税 対 象 と な る 資 産
各 種 共 通	門(15)、塀(15)、庭園(20)、舗装路面(10・15)、看板(3・10・20)、ネオンサイン(3)、可動間仕切り(3・15)、応接セット(5・8)、ルームエアコン(6)、テレビ(5)、冷蔵庫(6)、コピー機(5)、電話設備(10)、パソコン(4)、パソコン付属機器(5)、ファックス(5)、レジスター(5)、受変電設備(15)、屋外給排水設備(15) など
小 売 店	陳列棚(8)、陳列ケース(6・8)、冷凍ストッカー(4)、自動販売機(5)、レジスター(5)、POSシステム(5・6) など
飲 食 店	厨房用品(5)、自動食器洗浄機(6)、製氷機(6)、放送設備(6)、ステレオ(5)、カラオケ機器(5)、接客用家具(5)、じゅうたん(3) など
理容・美容業	理容・美容椅子(13)、洗髪設備(13)、タオル蒸し器(5)、消毒殺菌設備(5)、ハサミ(5)、ドライヤー(5)、サインポール(3) など
医院・歯科医院	手術台(5)、手術機器(5)、レントゲン機器(4・6)、電気血圧計(4・6)、心電図(4・6)、ファイバースコープ(6)、歯科診療用ユニット(7)、調剤機器(6)、消毒殺菌用機器(4) など
クリーニング業	洗濯機(13)、脱水機(13)、乾燥機(13)、プレス機(13) など
不動産貸付業	舗装路面(10・15)、機械式駐車場設備(10)、受変電設備(15)、ブロック塀(15)、コンクリート塀(15)、フェンス(10)、庭園(20)、屋外給排水・ガス設備(15)、太陽光発電設備(17) など
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス(15)、充電器(15)、コンプレッサー(6)、洗車機(15)、オイルチェンジャー(15)、独立キャノピー(45)、防火壁(13・25) など
鉄工・製造業	旋盤(12・15)、ボール盤(12・15)、スライス盤(12・15)、研削盤(12・15)、プレス機(10) など
建 設 業	ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、コンプレッサー(6)、トランシット(6)、ポンプ(6)、コンクリートカッター(6) など
木 工 業	木材または木製品(家具除く)製造業用設備(8)、家具または装備製品製造業用設備(11) など
印 刷 業	デジタル印刷システム設備(4)、製本業用設備(7)、新聞業用設備：モノタイプ・写真または通信設備(3)、その他の設備(10) など
娯 楽 業	パチンコ機(2)、パチスロ機(3)、自動玉貸機(5)、自動玉磨機(10)、両替機(5)、ゲームマシン(3) など

◆ 太陽光発電設備にかかる固定資産税 ◆

家屋の屋根・土地等に10kw以上の太陽光パネルを設置して売電をする場合、設置した太陽光パネル等の設備は固定資産税(家屋・償却資産)の対象となります。

太陽光パネル等の設置者や設置方法による、固定資産税の課税内容は下表のとおりです。

下表を参照に、償却資産に該当する設備を所有されている方は固定資産税(償却資産)の申告をお願いします。

【設置者および発電規模別課税区分】

設置者	10kw以上の太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kw未満の太陽光発電設備 (余剰売電)
個人(住宅用)	家屋の屋根・土地などに経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産となり、発電に係る設備は課税の対象となります。	売電するための事業用資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外となります。
個人(事業用)	個人の方であっても事業の用に供している資産については、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	
法人	事業の用に供している資産になりますので、発電出力量や全量売電か余剰売電かにかかわらず、償却資産として課税の対象となります。	

【発電設備等に係る固定資産税の課税内容】

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台(レール)	接続ユニット	シパワーコンディ	表示ユニット	電力量計
家屋の屋根材として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋の屋根以外の場所に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

「家屋」 …… 家屋としての評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

「償却」 …… 償却資産に該当します。償却資産としての申告が必要です。

【添付書類】

- 電力会社との電力受給契約に関する通知の写し

Ⅱ. 償却資産の申告について

◆ 申告が必要な方 ◆

個人や法人で事業を営んでる方や駐車場・アパートなどを貸し付けしている方で、その事業に用いることができる事業用資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日現在の豊前市にて所有している償却資産について申告が必要です。

また、該当する資産をお持ちでない方や廃業、解散、休業、豊前市より移転等の場合も、必ず申告が必要となりますのでご注意ください。

◆ 提出期限 ◆

法定提出期限は1月31日ですが、事務処理の都合上 令和7年1月20日(月)までに提出していただきますようご協力をお願いいたします。

◆ お問い合わせ・提出先 ◆

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木955番地
豊前市役所 市民福祉部 税務課 課税係
TEL：0979-82-8126（直通）

◆ 提出書類について ◆

提出していただく書類は申告内容により異なりますので、次頁を参考に○印のついている書類を提出してください。

提出書類等	概要
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	提出用と控用で同じものを2部（もしくは複写式の様式を1部）お送りしています。 申告の対象となる資産がない方、資産の増減がない方も必ず提出してください。
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	増加した資産の申告または資産の全部を申告される場合は提出してください。
添付書類	所有資産の名称、取得年月、取得価額、耐用年数などが確認できる資料 (固定資産台帳、直近の確定申告書の添付書類(減価償却) 資産内訳・明細書や減価償却計算書)等の写し)

減少資産については、申告書に添付してある「償却資産課税台帳兼評価調書」の該当資産に印を付けてください。

(1) 初めて申告される方

償却資産の有無にかかわらず、必ず申告してください。

申告内容	提出書類		注意事項
	申告書	種類別明細書 (増加資産用)	
申告する資産がある場合	○	○	令和7年1月1日現在所有している資産を全て記入してください。
申告する資産がない場合	○	×	申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入してください。

(2) 前年度までに申告された方

令和6年1月1日現在の所有資産と令和7年1月1日現在の所有資産を照合し、資産の増減を確認のうえ申告してください。

申告内容	提出書類		注意事項
	申告書	種類別明細書 (増加資産用)	
前年度より資産の増減がない場合	○	×	申告書の備考欄に「増減なし」と記入してください。
増加した資産のみある場合	○	○	増加した資産のみ記入してください。
減少した資産のみある場合	○	×	申告書に添付してある「償却資産課税台帳兼評価調書」の該当資産に印を付けてください。
前年度より資産の増減がある場合	○	○	申告書の備考欄に「増減あり」と記入してください。

(3) 令和7年1月1日現在、豊前市で事業を行っていない方

記入例を参照のうえ申告書の備考欄を記入し、申告書のみ提出してください。

理由	申告書の備考欄
廃業・解散	「令和〇年〇月〇日 廃業または解散」と記入してください。
豊前市より移転	移動日と移動先を記入してください。
個人から法人へ変更	「令和〇年〇月〇日 法人設立。法人名〇〇〇」と記入してください。
休業	「令和〇年〇月〇日 休業」と記入してください。
個人死亡による引継ぎ	「令和〇年〇月〇日 本人死亡につき、〇〇〇が資産引継ぎ」と記入してください。

(4) 自社の電算処理により申告される方

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 種類別明細書（全資産用）
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年1月1日現在、豊前市に所有している資産を全て申告してください。 次の項目は必ず記載してください。 資産の種類、資産の名称、数量、取得年月、取得価額減価残存率、耐用年数、評価額、増加理由(1-4) 課税標準の特例に該当する資産には、その特例率および課税標準額を記載してください。

(5) eLTAX（電子申告）を利用される方

eLTAX(電子申告)は、地方税法に関する総合窓口として広くご利用いただけるシステムです。詳しくは、eLTAXのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>) をご覧ください。

(6) マイナンバー法による本人確認資料

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施させていただきます。

窓口または郵送での申告の際、以下の①または②の本人確認資料の写し(コピー)をそれぞれ1種類ずつ申告書に添付のうえ、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。

また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際も、本人確認資料の添付は不要です。

①本人が申告書を提出する場合(2点の提出が必要)

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(裏面) 通知カード 等 	 <ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード(表面) 運転免許証 等

②代理人が申告書を提出する場合(3点の提出が必要)

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	<ul style="list-style-type: none"> 本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード 等 	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の個人番号カード(表面) 運転免許証 等 	<ul style="list-style-type: none"> 委任状 等

(7) 申告をされない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがありますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされますと、同法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(8) 実地調査等への協力をお願い

地方税法第353条および第408条の規定に基づき、市役所の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり、資産にかかる調査を行いますので、その折はご協力をお願いいたします。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、地方税法第354条の規定により罰金などを科せられることがあります。

また、調査に伴って追加申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は資産の取得年次に応じて現年度だけでなく過年度についても価格や税額の変更をすることになりますので、あらかじめご了承ください。

◆ 償却資産の課税標準額・免税点などについて ◆

区 分	説 明
納税義務者	毎年1月1日現在の償却資産の所有者です。 (償却資産を賃貸している方も含まれます)
課税標準額	課税標準額は賦課期日(1月1日)現在の価額で償却資産課税台帳に登録された価額です。
免 税 点	所有する全ての償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されません。 (※課税標準額の合計が150万円未満でも申告は必要です)
税率および税額	課税標準額(千円未満切捨て) × 税率(1.5%) = 税額(百円未満切捨て)
納 期	1期…5月、2期…7月、3期…12月、4期…2月 (年4回)

◆ 償却資産申告書の書き方（記入例）

Ⅲ. 申告書の書き方（記入例）

令和 7 年 1 月 1 0 日		令和 7 年度		ト	
受付印		償却資産申告書（償却資産課税台帳）		125450769	
所 有 者	1 住 所	828-0000 福岡県豊前市大字吉木〇〇〇番地 (電話 0979-82-△△▼▼)		3 個人番号又は法人番号	999999999999
	2 氏 名	ふぜんきんぞくこうぎょう 豊前金属工業株式会社 代表取締役 豊前太郎 (屋号)		4 事業種目 (資本等の金額)	金属製品製造販売 (50 百万円)
				5 事業開始年月	昭和 4 0 年 5 月
				6 この申告に回答する者の係及び氏名	経理課会計係 豊前花子 (電話 0979-82-★☆☆☆)
				7 税理士等の氏名	豊前市大字吉木〇〇番地 豊前会計事務所 (電話 0979-82-××△△)
				8 短縮耐用年数の承認	有・ <input type="radio"/> 無
				9 増加償却の届出	有・ <input type="radio"/> 無
				10 非課税該当資産	有・ <input type="radio"/> 無
				11 課税標準の特例	有・ <input type="radio"/> 無
				12 特別償却又は圧縮記帳	有・ <input type="radio"/> 無
				13 税務会計上の償却方法	定率法・ <input type="radio"/> 定額法
				14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有・無
資産の種類	取 得 価 額				15 市(区)町村内 における事業所 等資産の所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構 築 物	312,833,413	0	2,475,000	315,308,413	
2 機械及び装置	3,820,174,950	12,580,000	26,591,500	3,834,186,450	
3 船 舶					
4 航 空 機					
5 車両及び運搬具	20,021,000	0		20,021,000	
6 工具、器具及び備品	70,463,628	701,000	398,000	70,160,628	
7 合 計	4,223,492,991	13,281,000	29,464,500	4,239,676,491	
	資産の種類	評 価 額 (ホ)	※ 決 定 価 格 (ヘ)	※ 課 税 標 準 額 (ト)	16 借 用 資 産 (有・無) 貸主の名称等 吉木リース(株) パソコン・複写機
	1 構 築 物				
	2 機械及び装置				
	3 船 舶				
	4 航 空 機				
	5 車両及び運搬具				
	6 工具、器具及び備品				
	7 合 計				
17 事業所用家屋の所有区分					<input checked="" type="radio"/> 自己所有・ <input type="radio"/> 借家
18 備考(添付書類等)					<p>資産増減あり</p> <p>前年中における資産の異動、廃業等があった場合は、次の内容を記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産増減あり ・資産増減なし ・該当資産なし ・廃業、解散、転出等(例:令和〇年〇月〇日廃業) <p>添付書類がある場合はその名称を記入してください。</p>

個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載してください。

電子申告の方のみ、記入してください。

記 入 不 要

◆ 種類別明細書(増加資産・全資産用)の書き方 (記入例)

※増加した資産(初めて申告される方は全資産)の明細を記入してください。

令和 7 年度										種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		2 枚のうち									
※ 所有者コード										記入不要										豊前金属工業株式会社										1 枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額 (イ)			耐用年数	減価償却率 (ロ)	価額 (ハ)		課税標準額		増加事由	摘要													
					年号	年	月	十	百	千			円	千	円	千			円												
01	1	記	舗装路面	1	5				2	475	000	1	0				1・2 3・4														
02	2	入	卓上ボールパン	1	5					350	000	1	5				1・2 3・4	申告漏れ													
03	2	不	エアプレス	1	5					610	000	1	2				1・2 3・4														
04	2	要	クレーン20t	1	5				25	631	500	7	0				1・2 3・4														
05	6		パソコン	1	5					188	000	4	0				1・2 3・4														
06	6		応接セット	1	5					210	000	8	0				1・2 3・4														
07																	1・2 3・4														
08																	1・2 3・4														
09																	1・2 3・4														
10																	1・2 3・4														
11																	1・2 3・4														
12																	1・2 3・4														
13																	1・2 3・4														
14																	1・2 3・4														
15																	1・2 3・4														
16																	1・2 3・4														
17																	1・2 3・4														
18																	1・2 3・4														
19																	1・2 3・4														
20																	1・2 3・4														
				小計						29	464	500																			

第二十六号様式別表一(提出用)

原則として法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。(減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表)

該当する増加事由を○で囲んでください。
1=新品取得
2=中古品取得
3=移動による受入れ

次に該当する資産については、摘要欄に例示のように記入してください。
・特例、非課税該当資産適用条項を記入「〇条〇項」
・見積耐用年数を適用「中古」
・短縮耐用年数を適用「短縮」
・市外から移動した資産「〇〇より移動」
・申告年度に申告漏れの資産「申告漏れ」
・船舶資産「船舶」
その他必要な事項を適宜記入してください。

資産の名称は20文字以内で記入してください。

次の数字で記入してください。
3=昭和 4=平成 5=令和

次の数字を記入してください。
1=構築物
2=機械及び装置
3=船舶
4=航空機
5=車両及び運搬具
6=工具、器具および備品

注意 「増加の事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

IV. その他

◆ 建築設備の範囲 ◆

建築設備とは、電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、冷暖房設備、空調設備、防災設備、避雷設備、塵芥処理設備、運搬設備などで本来家屋と一体となって家屋の効用を高めるための設備をいいます。

◆ 建築設備の家屋と償却資産の区分 ◆

建築設備は経理上の勘定科目にかかわらず、固定資産税の取り扱い上は次の区分により家屋と償却資産に区分して取り扱います。

(1) 家屋評価に含めるもの

家屋の所有者が家屋に取り付けた建築設備で、通常家屋と一体となってその効用を高めるものは、家屋として固定資産税が課税されます。

〔「家屋の効用を高めるもの」とは、その建築設備を家屋に設置することにより「家屋自体の利便性」が高まるものをいいます。
特定の生産または業務上の利便性を高める設備は家屋評価には含まれません。〕

(2) 償却資産の申告対象となるもの

単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産または業務の用に供されるものは償却資産として固定資産税が課税されます。

次のような設備はすべて償却資産として取り扱われます。

- ① 工場における機械の動力配線設備
- ② 工場などの荷物専用リフト設備、天井クレーン設備
- ③ 冷凍・冷蔵倉庫、製氷業の冷凍・冷蔵設備（配管を含む）
- ④ 公衆浴場、プール等のろ過機
- ⑤ 映画館、演劇場、興行場のスクリーン設備、局所照明設備(スポットライト)、音声発生装置など
- ⑥ 事業用駐車場の駐車機械設備
- ⑦ ホテル、旅館、飲食店、病院などの厨房設備、洗濯設備

(3) 家屋の賃借人(テナント)の方が施工した内装などについて

賃借人(テナント)の方など家屋の所有者以外の方が事業に用いるため、自己の費用で家屋に施工した内装、造作および建築設備などについては、償却資産として賃借人(テナント)の方に申告していただきます。

〈申告の対象となる資産の具体例〉

- ① 天井・床・外壁・内壁等の仕上げ、建具、造り付け家具、間仕切りなどの内装、造作
- ② 電気、ガス、給排水、衛生、空調、配線、配管などの建築設備

(4) 借用資産(リース資産)について

借用資産(リース資産)の償却資産における申告義務者は、一般的には次の①、②のように区分されます。

なお、取得価額が20万円未満のリース資産(法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産)については、償却資産の申告対象とはなりません。

① 賃貸人(リース会社)に申告義務がある場合

下記の②の場合以外

なお、申告の際は申告義務者確認のため、必ず「リース契約書」の写しを添付してください。

② 賃借人(借り受けている企業、人)に申告義務がある場合

下記の(A)、(B)のいずれかに該当する場合のリース取引は、借り受けている方に申告義務が生じますので契約内容を確認してください。

(A) 売買として取り扱うケース(次のa～dのいずれかに該当するもの)

- a. リース期間終了の時またはリース期間の中途において、リース資産が無償または名目的な対価の額で賃借人に譲渡されるもの。
- b. 賃借人に対し、リース期間終了の時またはリース期間の中途において、リース資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているもの。
- c. リース資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、リース資産がその使用可能期間中当該賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること、またはリース資産の識別が困難であると認められるもの。
- d. リース期間がリース資産の法定耐用年数に比して、相当の差異があるもの(賃貸人または賃借人の法人税または所得税の負担を著しく軽減すると認められるもの)であること。

(B) 金銭の賃借として取扱うケース(リースバック)

譲受人が譲渡人に対する賃貸を条件に資産の売買を行った場合において、当該資産の種類、当該売買および賃貸に至るまでの事情その他の状況を照らし、これら一連の取引が実質的に金銭の賃借であると認められるもの。

(5) 所有権留保付資産について(地方税法第342条第3項)

割賦(分割)販売などで購入した資産は、買主の方が申告してください。

◆ 建築設備に関する家屋と償却資産の区分表 ◆

この表は通常の設備について一般的に区分したものです。

表中「家屋に含めるもの」に区分している設備であっても、本来家屋と一体となって家屋自体の利便性を高めるための設備ではないもの、特定の生産または業務用の設備等については償却資産として申告の対象となります。

設備等の種類	設備等の分類	設 備 等 の 内 容	事業所用家屋の所有区分				
			自己所有		借成家屋 (テナント)		
			家屋	償却	家屋	償却	
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			●	
電気設備	受変電設備	設備一式		●		●	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電源設備など		●		●	
	太陽光発電設備	太陽光発電設備一式(屋根建材一体型を除く)		●		●	
	中央監視設備	設備一式		●		●	
	電灯コンセント 設備 照明器具設備	ネオンサイン、スポットライト、投光器 電光盤、外灯などの屋外設備一式			●		●
		白熱灯・蛍光灯器具、非常用照明器具などの 屋内設備一式	○				●
	電力引込設備	引込工事		●		●	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備			●		●
		上記以外の設備	○				●
	電話設備	電話機、交換機などの機器			●		●
		配管・配線、端子盤	○				●
	LAN設備	設備一式		●		●	
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプなどの機器			●		●
		配管・配線	○				●
	インターホン設備	集合玄関機など			●		●
		上記以外の設備	○				●
監視カメラ設備 (ITV)	受像機(テレビ)、カメラ			●		●	
	配管・配線	○				●	
給排水・ 衛生設備	給排水設備	屋外設備、屋外配管、引込工事 特定の生産または業務用設備		●		●	
		屋内配管、高架水槽、受水槽、ポンプなど	○			●	
	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用)			●		●
		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用など) 中央式給湯設備	○				●
	ガス設備	屋外設備、屋外配管、引込工事 特定の生産または業務用設備			●		●
		屋内配管、ガスカランなど	○				●
	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器など)	○			●	
	し尿浄化槽設備	し尿浄化槽装置一式 (建物から離れて設置されているもの)			●		●
し尿浄化槽装置一式 (建物と一体となっているもの)		○				●	

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	事業所用家屋の所有区分			
			自己所有		借成家屋 (テナント)	
			家屋	償却	家屋	償却
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛け型) 特定の生産または業務用設備		●		●
		上記以外の設備(ダクト式エアコン、 天井埋め込み式エアコンなど)	○			●
	換気設備	特定の生産または業務用設備		●		●
		上記以外の設備(送風機、換気扇、換気口など)	○			●
防災設備	消火設備	消火器、避難器具、ホースおよびノズル、 ガスボンベなど		●		●
		消火栓設備、スプリンクラー設備など	○			●
	避雷設備	設備一式	○			●
	火災報知設備	設備一式	○			●
運搬設備		工場用ベルトコンベア		●		●
		エレベーター、エスカレーター 小荷物専用昇降機(ダムウェーター)など	○			●
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備 (飲食店・ホテル・百貨店など) 寮・病院・社員食堂などの厨房設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機などの機器 顧客の求めに応じるサービス設備(ホテルなど) 寮・病院などの洗濯設備		●		●
		上記以外の設備	○			●
医療機器設備		医療用ガス設備、吸引設備、真空ポンプ ポンペ、消毒設備、手術設備、X線設備		●		●
その他の設備	自動扉設備	自動扉設備	○			●
	清掃設備	窓拭用ゴンドラ(構造上、家屋と一体になっ ているもの)、中央式真空清掃設備	○			●
		移可動の清掃機器		●		●
	非常通報設備	非常通報設備	○			●
	塵芥処理設備	独立煙突、独立煙道、屋外の塵芥燃焼炉設備		●		●
外構工事	外構工事	工事一式(門・塀・緑化施設など)		●		●

〈注意〉 配管・配線などでも、屋外に配置されているものおよび特定の生産用または業務用の設備のためのものは家屋評価に含まず償却資産に該当します。

◆ 償却資産の課税客体となる車両 ◆

次の表に掲げる車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告対象となります。

なお、大型特殊自動車は陸運局への登録の有無にかかわらず、すべてが償却資産の申告対象です。

(1) 大型特殊自動車

大型特殊自動車の種類	自動車の構造および原動機	最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 ・ 建設用	シヨベル・ローダ タイヤ・ローラ ロード・ローラ、グレーダ ロード・スタビライザ スクレーパ ロータリ除雪自動車 アスファルト・フィニッシャ タイヤ・ドーザ モータ・スイーパー、ダンパ ホイール・ハンマ ホイール・ブレーカ フォーク・リフト フォーク・ローダ ホイール・クレーン ストラドル・キャリヤ ターレット式構内運搬自動車 自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車 国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車および 国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	15km/hを 超えるもの	4.7mを 超えるもの	1.7mを 超えるもの	2.8mを 超えるもの
		上記のうち1つでも該当する項目があれば大型特殊自動車です			
農耕作業用	農耕トラクタ 農業用薬剤散布車 刈取脱穀作業車 田植機および国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	35km/h 以上のもの			
その他	ポール・トレーラおよび国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車				

(2) 「車両別番号」による大型特殊自動車の判別方法

- ① 「0、00～09 および 000～099まで」・・・建設機械
(「機械および装置」に該当)
- ② 「9、90～99 および 900～999まで」・・・建設機械以外のもの
(「車両および運搬具」に該当)

(3) 無登録車両の取り扱いについて

自動車税が課税される自動車および軽自動車税が課税される軽自動車等は、償却資産の申告対象から除かれます。

そのため、例えば自動車および軽自動車等が無登録な状態(ナンバープレートがない)の車両でも、償却資産として申告する必要はありません。

◆ 国税との主な違い ◆

項 目	固定資産税（償却資産）	国税（法人税・所得税）
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	旧 定 率 法	定額法、定率法の選択制
前年中の新規取得資産	半 年 償 却（1/2）	月 割 償 却
圧縮記帳の制度	認められません（※1）	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます
増加償却・短縮耐用年数	認められます（※2）	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	備忘価額（1円）
改 良 費 （資本的支出）	区 分 評 価	区 分 評 価 （平成19年3月31日以前取得 の資産については合算評価）
特定情報通信機器 （パソコン等）の即時償却	認められません	認められます
少額の減価償却資産 （使用期間が1年未満または取得 価額が10万円未満の資産）	損金算入したものは 課税対象外です（※3）	損金算入が可能です （法人税法施行令第133条または 所得税法施行令第138条）
一 括 償 却 資 産 （取得価額が20万円未満の 減価償却資産）	損金算入したものは 課税対象外です（※4）	3年間で損金算入が 可能です （法人税法施行令第133条の2 または所得税法施行令第139条）
中小企業者等の少額減価償却 資産の取得価額の損金算入	認められません（※5）	損金算入が可能です （租税特別措置法第28条の2 または同法第67条の5）

（※1）圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額を記入してください。

（※2）耐用年数を短縮するには、国税局長の承認が必要です。

（※3および※4）

本来の耐用年数を用いて毎年減価償却した場合は、固定資産税の課税対象となります。

（※5）中小企業に該当する法人または個人の青色申告者の方等が、平成15年度税制改正で創設された「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧第67条の8）」（一定の中小企業者に該当する法人等が一定期間に取得等した減価償却資産で、取得価額が30万円未満であるものについて、損金算入を認める制度）の適用を受け、損金経理され損金の額に算入された資産であっても、固定資産税上は課税の対象となります。

◆ 課税標準の特例について ◆

特定の構築物や公害防止設備等に対しては、地方税法上「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に該当条項を記入し、適用判定書類とともに提出してください。(適用判定書類については事前にお問い合わせください。)

また、前年度までに申請をされた資産は再度申請する必要はありません。

<課税標準の特例資産の例>

適用条項	特例対象施設等	課税標準の特例率	主な適用判定書類(例)
地方税法附則第15条第25項第1～3号	再生可能エネルギー発電設備※	最初の3年間 1/2～3/4	(太陽光発電のみ) 再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し等 (太陽光発電以外) 再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し等
地方税法附則第15条第32項	企業主導型保育事業の用に供する固定資産 ※各年度の賦課期日において、引き続き政府の補助(企業主導型保育事業の運営費補助金)を受けていることが必要 なお施設整備補助金は対象外 また有料で借り受けて当該事業の用に供している固定資産は対象外	平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に最初に政府の補助を受けた日の属する翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間 1/2	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し 減価償却明細書又は固定資産台帳
地方税法附則第15条第45項	認定先端設備等導入計画に基づき中小事業者等が取得した機械装置等 ※取得前に先端設備等導入計画の認定を受けていることが必要	最初の3年間 1/2 (令和5年4月1日～令和7年3月31日の取得に限る) ※ただし貴上げ方針を先端設備等導入計画に位置付けた場合は、下記のとおり ・R5.4.1～R6.3.31取得資産 最初の5年間 1/3 ・R6.4.1～R7.3.31取得資産 最初の4年間 1/3	<ul style="list-style-type: none"> 先端設備等導入計画に係る認定申請書(写) 当該計画の認定書(写) 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書(写) 貴上げ方針を伴う計画の場合は、従業員へ貴上げ方針を表明したことを証する書面(写)等

再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例の適用について

標記発電設備のうち平成28年4月1日から令和6年3月31日までに取得した太陽光発電設備については、従前までの適用要件であった経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備は対象外となっています。

新たな適用要件は以下のとおりです。

- ①自家消費型太陽光発電設備(固定価格買取制度の対象となる設備は該当しません。)
- ②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた設備

※ただし、平成24年5月29日から平成28年3月31日までに取得した太陽光発電設備については従前の規定が適用されます。